

中期目標・中期計画項目（案） 対照表

中期目標（案）

中期計画に盛り込む項目（案）

第1 基本的な役割

岡山県立岡山病院（以下「県立病院」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7の規定による精神科病院として昭和32年に設置され、統合失調症を中心とした治療と患者の社会復帰に主眼をおいた取組を進めてきた。

その後、県立病院では平成15年10月の岡山県精神保健福祉審議会からの意見具申「県立精神保健福祉施設のあり方について」を踏まえ、①精神科救急対策、児童・思春期事例への対応、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「心神喪失者等医療観察法」という。）への対応などの政策的医療の推進、②精神科医療の地域偏在化への対策などの地域生活支援の推進、③医師臨床研修制度への対応などの調査研究・人材育成を重点課題として取り組むこととした。

こうした課題に対応するため、病院施設の建替えを契機に“光と風と緑”をテーマに緑あふれる屋外空間など明るく開放的な治療環境の整備を進め、入院施設も総合治療入院棟、救急急性期入院棟、依存症入院棟、児童・思春期入院棟に医療機能の分化を図るなど、より専門的な医療の提供を進めてきた。

今後、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かした自律性・機動性・透明性の高い病院運営に努め、患者及び県民の期待に最大限応え、公的使命を果たすため、名称を「岡山県精神科医療センター」とし、県内精神科医療の中核病院と位置づけ、民間病院では対応が困難な分野への取り組みや地域医療連携の構築、県内精神科医療水準の向上など、政策的医療の積極的な推進を基本的な役割とする。

第2 中期目標の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民のための病院であることを認識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。

1 県内精神科医療の中核病院としての役割の発揮

県内における精神科医療の中核病院として、精神科救急対応、児童・思春期精神科医療、心神喪失者等医療観察法への対応などの本県の政策的医療の推進に努めること。

精神科医療従事者の資質向上、関係機関への助言等に努め、県内精神科医療水準の向上を図ること。

また、県民に対する精神科医療に関する知識の普及等の取組を通じて、県民の精神保健医療福祉の向上に寄与すること。

第1 はじめに

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「法人」という。）は、岡山県立岡山病院が県の精神科医療の中核的役割を担う病院として県内の精神科医療水準の向上に取り組んできたことを十分に認識し、県民から付託された貴重な財産を活用して、その使命や理念を確実に実現するため、知事から示された中期目標の達成を図らなければならない。

そのため、ここに中期計画を定め、これに基づき法人の使命を達成すべく、役職員一丸となって業務の遂行に当たることとする。

第2 中期計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 県内精神科医療の中核病院としての役割の発揮

- (1) 専門的精神科医療の提供
採算面等から十分供給されていない分野、民間では対応が困難な専門的分野への積極的な対応
- (2) 岡山県精神科救急医療システムの中核病院
岡山県精神科救急情報センターの運営等
- (3) 司法精神科医学・医療の中心的機能
医療観察法の指定入院医療機関、指定通院医療機関として、中四国地域の中心的機能の発揮
- (4) 精神科医師不在地域への対応

2 患者や家族の視点に立った医療の提供

精神科医療においては、特に、患者の権利に最大限の配慮を行うことが重要である。そのため、法令等を遵守して、職員が患者の権利を十分に理解し適切な対応を行うとともに、患者が納得した上で医療を受けられるよう環境整備に努めること。

患者や家族の意見・要望を的確に把握し、ニーズに応じたよりきめ細かい医療の提供を行うなど、患者や家族の視点に立って、その満足度が高められるように努めること。

また、カルテ（診療録）など個人の診療情報の適正管理と患者及びその家族への情報開示に努め、患者との一層の信頼関係の構築を図ること。

3 医療の質及び安全の確保

医師をはじめ優れた医療スタッフの確保、養成に努め、高度な精神科医療水準の維持・向上を図ること。

医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療と治療環境を提供するため、医療安全対策を徹底すること。

また、第三者機関が実施している病院機能評価を受審するなど、医療の質及び安全対策の検証に努め、県民からの信頼確保に努めること。

地域の医療機関との連携等による精神科医療の提供システムの検討

(5) 教育研修の推進

県内精神科医療従事者の人材育成

(6) 調査・臨床研究の推進

調査・臨床研修等の推進と成果の情報発信

(7) 地域貢献の推進

- ・ 関係機関への助言
- ・ 職員の派遣（相談・講演会の講師等）
- ・ 講演会等の開催
- ・ 地域住民等との交流促進等

2 患者や家族の視点に立った医療の提供

(1) 患者の権利擁護

- ・ 権利等の周知
- ・ 良質な医療・環境の提供
- ・ インフォームド・コンセントの徹底
- ・ セカンド・オピニオンの充実
- ・ プライバシー保護の徹底

(2) 患者サービスの一層の向上

- ・ サービス向上委員会（仮称）の設置
- ・ 患者意見の尊重
- ・ 職員研修の実施
- ・ 入院診療計画・退院指導の充実
- ・ 入院案内の充実
- ・ 外来待ち時間の短縮
- ・ クレジットカードの導入等検討
- ・ ボランティア活動の推進等

(3) 診療情報の適正な管理と情報開示の推進

- ・ 診療情報管理担当者の配置
- ・ ホームページの充実
- ・ 疾病を正しく理解する支援プログラムの充実

(4) 医療サービスの効果的な提供

- ・ 病床利用率
- ・ 平均在院日数
- ・ 地域の関係機関との連携

3 医療の質及び安全の確保

(1) 優れた医療スタッフの養成・確保

- ・ 医療スタッフの確保
- ・ 研修制度の充実
- ・ 職員の資格取得に対するサポート体制の整備

(2) 医療安全管理対策の推進

- ・ リスクマネジメントの強化

4 患者の社会参加へ向けての取り組みの強化

患者が、退院後、地域における治療や生活を円滑に行えるよう、関係機関との連携強化を図り、地域生活支援機能を充実させ、患者の社会参加の促進と再入院の予防を図ること。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

自律性・機動性・透明性の高い病院経営を行うための管理運営体制を確立するとともに、次に掲げる項目等を実施し、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、自己決定・自己責任による業務運営の不断の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

1 効率的な業務運営体制の確立

理事会及び法人組織体制を整備し、法人内で適切な権限委任を行うなど、効率的な業務運営体制を構築すること。

また、経営の現状分析等を的確に行い、業務運営の見直しを機動的に行う体制を整備すること。

2 業務内容の見直しによる収支改善

健全な病院経営を行っていくため、地方独立行政法人制度の特長である単年度主義の緩和による予算の弾力的執行や民間委託の推進などの業務内容の不断の見直し等を通じて収支の改善を図ること。

- ・潜在的事故要因の把握と対策
- ・医療安全管理に関する情報の共有化

(3) 病院機能評価の認定取得

計画期間内での病院機能評価の認定取得

4 患者の社会参加へ向けての取り組み強化

(1) リハビリテーションの充実

多職種の医療スタッフによるチームケアや機動性に重点を置いたリハビリテーション機能の充実等

(2) 訪問活動等の充実

- ・訪問看護
- ・訪問診療
- ・電話医療相談

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な業務運営体制の確立

(1) 管理体制の構築

理事会及び病院組織体制の整備、各部門責任者の明確化

(2) 意思決定の迅速化

各部門責任者への権限委任等

(3) 職員の適正配置、

医療需要の変化や患者動向への対応、常勤以外の雇用形態の活用等

(4) 機動的な運営

経営状況や計画の進捗状況の定期的把握と病院運営への反映

(5) 職員参画による病院経営

- ・経営情報の共有
- ・職員提案の促進

2 業務内容の見直しによる収支改善

(1) 予算執行の弾力化等

年度間等での弾力的運用等

(2) 民間委託の推進

市場原理に基づき適切なサービスの確保が期待できる業務について、民間委託の導入・拡充を検討

(3) 契約内容の見直しと多様な契約手法の活用

既存契約内容の見直し、複数年契約・複合契約等の活用等

(4) 収入の確保対策

- ・患者数の確保
- ・診療報酬等の適正確保

第5 財務内容の改善に関する事項

公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保できるよう、「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」に定めた事項を徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

公的な病院として継続的に県民への医療の提供が図れるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。

1 施設及び医療機器の整備に関する計画

県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。

2 人事に関する計画

精神科医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応し、必要な医療が提供できるよう、医療従事者の適正配置に努めること。

また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。

3 職員の就労環境の整備

定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、日常業務の質の向上を図るために必要な職員の就労環境の整備に努めること。

- ・未収金の解消
- (5)費用の節減対策
 - ・材料費の削減（在庫管理の徹底等）
 - ・委託業務の見直し

第5 予算、収支計画及び資金計画

- 1 予算
- 2 収支計画
- 3 資金計画

第6 短期借入金の限度額
限度額と想定される理由

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
なし

第8 剰余金の使途
将来の投資に充当

- 第9 料金に関する事項
 - 1 入院料及び諸料金
 - 2 減免及び徴収猶予

} 現在の岡山県営病院事業条例等の内容を踏襲予定

第10 その他業務運営に関する重要事項

- 1 施設及び医療機器の整備に関する計画（平成19年度～平成23年度）
- 2 中期目標の期間を超える債務負担
移行前の地方債償還債務額
- 3 人事に関する計画
 - (1)職員数
医療従事者の適正配置、経営方針に基づいた採用計画の作成等
 - (2)人事評価システムの導入
給与、人材育成、人事管理に活用できる人事評価システムの検討
 - (3)業績・能力を反映した任用・給与制度
職務給・能率給の原則に立った給与制度の検討
- 4 職員の就労環境の整備
良好で快適な職員の就労環境の整備